

大会名称 : 2013 年度 春季中部学生ヨット選手権大会
大会期日 : 平成 25 年 5 月 18 日 (土) ~平成 25 年 5 月 19 日 (日)
開催地 : 三重県津市 津ヨットハーバー沖

帆走指示書

1. 規 則

- (1) 以下の規則を適用する。
但し、いずれも本大会帆走指示書により追加、変更されたものを除く。
- (2) 2013-2016「セーリング競技規則」(以下 RRS という)。
付則 P を適用する。
- (3) 日本セーリング連盟規定、470 クラス学連申し合わせ事項、スナイプクラス学連申し合わせ事項、全日本学生ヨット連盟規約を適用する。但し、SCIRA 規則公認レガッタ運営規定は除きスナイプクラス国内規則に準ずる。

2. 競技者への通告

大会本部前に設置された公式掲示板に掲示される。

3. 帆走指示書の変更

- (1) 発効する当日の最初のスタート予告信号予定時刻 60 分前までに公式掲示板に掲示される。
- (2) レース日程の変更は、発効する前日の 18 時までに公式掲示板に掲示する。

4. 陸上で発する信号

- (1) 陸上で発せられる信号は大会本部前のポールに掲揚される。
- (2) D 旗が音響信号 1 声と共に掲揚された場合、「出艇を許可する」ことを意味する。
艇はこの信号が発せられるまで、離岸してはならない。
最初にスタートするクラスの予告信号は D 旗掲揚 40 分後に発せられる。
- (3) D 旗がクラス旗の上に掲揚された場合、当該クラスのみに適用される。
- (4) 帆走指示書 5.1 に示された個別のレースに対して AP 旗は掲揚されない。
予告信号予定時刻 40 分前までに D 旗が掲揚されない場合、そのレースのスタートは時間に定めなく延期されている。

5. レースの日程

(1) レースの日程は次の通りとする。

5月18日(土) (スタート予告信号時刻)

1日目	最初のレース	国際470クラス	10:00
		国際スナイプクラス	10:05

以降のレースは随時行うものとする。

5月19日(日) (スタート予告信号時刻)

2日目	最初のレース	国際470クラス	9:00
		国際スナイプクラス	9:05

以降のレースは随時行うものとする。

5月19日は13:01以降のスタートは行わない。

(2) 本大会のレース回数は最大8レースとする。

1日のレース数はレース委員会の裁量によるものとする。

(3) 本大会は各クラス有効2レースをもって成立とする。

(4) 各日程における次のレースの予告信号は、実施可能となれば速やかに発する。

レース委員会信号艇は引き続き行なわれる最初のクラスがスタートする予告信号の5分前以前に音響1声とともに、スタート信号艇にオレンジ旗を掲揚することにより、「まもなくレースが行なわれる」ことを競技者に通知する。

6. クラス旗

クラス旗は次の通りとする。

クラス	旗
国際470クラス	470旗
国際スナイプクラス	スナイプ旗

7. レースエリア

添付Aにレースエリアの位置を示す。

8. コース

(1) 添付Bの見取り図にレグ間の通過すべきマークの順序及びそれぞれのマークを通過すべき側を含むコースを示す。

(2) レース委員会信号艇はスタートラインの中間点から最初のレグのおおよそのコンパス方位を予告信号以前に掲示する。

9. マーク

- (1) マーク 1. 2. 3. 4 及びアウトサイドマーク、フィニッシュマークはオレンジ色の円筒形ブイを使用する。
- (2) マークを移動する場合、変更後のマークは赤色の円筒形ブイを使用する。

10. スタート

- (1) RRS26 と以下の追加事項に従いスタートさせる。
- (2) スタートラインは、スターボードの端にあるレース委員会信号艇のオレンジ旗を掲揚したマストと、ポートの端となるアウトサイドマークとの間とする。
- (3) 予告信号の発せられていないクラスの艇は、スタートラインから概ね 50m の範囲及びコースサイドから離れ、既に予告信号が発せられたクラスの艇を避けなければならない。
- (4) スタート信号 4 分後以降にスタートする艇は、「スタートしなかった (DNS)」と記録される。これは RRS A4. A11 を変更している。

11. フィニッシュ

フィニッシュラインは、スターボードの端にある青色旗を掲揚したレース委員会艇のオレンジ旗を掲揚したポールとポートの端となるフィニッシュマークとの間とする。

12. ペナルティー方式

RRS44. 1 に基づきペナルティーを履行した艇は、プロテスト事務局で入手できる所定の用紙に記入の上、抗議受付時間内にプロテスト事務局へ提出しなければならない。

13. タイムリミット

- (1) 各クラスのタイムリミットは RRS28. 1 に基づき、かつ RRS29. 1、30. 1、30. 3 に違反しないでスタートした先頭艇フィニッシュ後 15 分後とする。
- (2) 帆走指示書 13. 1 に定めるタイムリミットまでにフィニッシュしなかった艇は「フィニッシュしなかった (DNF)」と記録される。
これは RRS35、A4. 1、A11 を変更している。

14. 抗議と救済

- (1) 抗議及び救済は RRS61 及び RRS62 に基づきプロテスト事務局で入手できる所定の用紙に記入の上、当日の当該クラス最終レース終了後 60 分以内にプロテスト事務局へ提出しなければならない。これは RRS61. 3、62. 2 を変更している。
但しこの時間はプロテスト委員会の裁量により延長する場合がある。
- (2) レース委員会またはプロテスト委員会からの RRS61. 1 (b) に基づく艇への抗議の通告は、抗議締め切り時刻までに公式掲示板に提示される。
これは RRS61. 1 (b) を変更している。

- (3) 当事者であるか、または証人として名前があげられ審問に関わる競技者に通告するために、抗議締め切り時間後 15 分以内に公式掲示板に公示を掲示する。審問はプロテスト委員会においてほぼ受付順に行う。
- (4) 帆走指示書 10.3、12、16、17.4、19、20 及びクラス規則の違反は、艇による抗議及び救済の根拠とはならない。これは RRS60 (a) を変更している。これらの違反に対してプロテスト委員会の裁量によるペナルティー（失格を含む）が課せられることがある。
- (5) RRS66 に基づく「審問の再開」について再開要求は当事者からできないものとする。これは RRS66 を変更している。

15. 得点

- (1) 各クラスとも、全レースの得点を加算し総合得点の少ないチームを上位とする。これは RRS A2 を変更している。
- (2) タイについては RRS A8 の“艇”を“チーム”と置き換えて適用する。
- (3) 帆走指示書 14.4 に基づき課せられた裁量のペナルティーの得点略は”DPI”とする。

16. 安全規定

- (1) 出艇しようとする競技者は、当該クラスの予告信号予定時刻の 60 分前から 20 分前までの間に大会本部前に出される出艇申告表にサインをして出艇しなければならない。
- (2) 帰着した競技者は着艇後速やかに（レース委員会が正当な理由があると認めた場合その代理人）大会本部前の帰着申告表にサインをしなければならない。サインは、各クラスのレース終了後（引き続きレースが行われた場合はそのレース終了後）60 分以内とする。但しこの時間はレース委員会の裁量により延長することがある。
- (3) 転覆その他の理由により帰着が遅れた場合、その艇の関係者はレース委員会にその旨を速やかに届け出なければならない。
- (4) リタイアしようとする艇はレースエリアを離れ、レース委員会艇にリタイアの意思を速やかに伝えなければならない。リタイアした競技者は帆走指示書 16.2 に従い帰着申告を行った後、レース委員会で入手できるリタイア報告書を速やかに提出しなければならない。
- (5) レース委員会は艇が帆走不可能もしくは危険な状態にあると判断した場合には、その艇にリタイアを勧告することがある。
- (6) 競技者は離岸から着艇まで一時的な着脱を除き、適正な個人用浮力装置を着用しなければならない。

17. 競技者の交代と装備の交換

- (1) 競技者は当日の最初のレースの乗員を所定の用紙に記入の上、帆走指示書 16.1 と同時に大会本部に提出しなければならない。
- (2) 当日の2レース目以降、海上で競技者の交代をする場合はレース委員会艇に確認を受けなければならない。この場合帆走指示書 16.2 と同時に所定の用紙に記入の上、大会本部に提出しなければならない。
- (3) 各クラスともヘルムスマンの変更はできない。
- (4) 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は最初の適当な機会にレース委員会に行わなければならない。

18. 装備と計測のチェック

レース委員会は艇または装備を、規則に適合しているかを確認するために、いつでも検査することができる。

19. 応援艇

- (1) チームリーダー、コーチその他の要員を乗せた艇(以下、応援艇)の出艇は、大会本部にて、所定の手続きに従って行わなければならない。
- (2) 応援艇はレース委員会艇及びプロテスト委員会艇の運航を妨げてはならない。
- (3) 応援艇は最初にスタートするクラスの準備信号時刻からすべての艇がフィニッシュするか、またはレース委員会が延期、ゼネラルリコールもしくは中止の信号を発するまで、各マークを結んでできる多角形の各辺から概ね 100m 隔てた平行線で囲まれるエリアに進入してはならず、さらに全てのレース中の艇から概ね 100m 以上の距離を隔てて航行しなければならない。
- (4) 引き続きレースを行う場合、応援艇は各レースの終了から次のレースの予告信号までの間で競技者に飲食物の授受、ごみの引渡しを行っても良い。但し授受は帆走指示書 19.3 のエリア外で行わなければならない。その他の物品の授受支援は行ってはならない。

20. 無線通信

レース艇、応援艇、観覧艇は、レース中無線通信を行ってはならない。また全ての艇が利用できない無線通信を傍受してはならない。

この制限は、携帯電話にも適用する。

2 1. 賞

賞を次の通り与える。

総合は両クラス出場のチームより順位を与えるものとする。

総合	賞状	1 位～3 位
	賞品	1 位～3 位
国際470クラス	賞状	1 位～3 位
	賞品	1 位～3 位
国際スナイプクラス	賞状	1 位～3 位
	賞品	1 位～3 位

2 2. 責任の不認

- (1) 競技者は、自分自身の責任において本大会参加している。RRS4「レースをすることの決定」を参照されたい。
- (2) 主催団体は、本大会前、本大会中、本大会後に関連して受けた物的損傷または身体障害もしくは死亡に対するいかなる責任も負わない。

2 3. その他

本大会（レース公示、帆走指示書及びその他レース）に関する事項について疑義が生じた場合はレース委員会が裁量するものとする。

2 4. 大会期間中の選手の肖像権

本大会期間中の、艇、選手に関連する写真、ビデオ等の全ての著作物、映像に関する権利は主催団体に帰属する。また、ホームページなどへ掲載されることがある。

添付A : レースエリア



添付B : コース見取り図

